

○財務省告示第二百九十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十年十月五日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。
平成三十年十一月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第四百 十九回、第五百十回、第六十 二回及び第六十五回）、利付国 庫債券（三十年）（第十五回、第 十六回、第十八回、第二十二回、 第二十三回、第二十五回、第二 十六回、第二十七回、第二十八 回、第二十九回、第三十回、第 三十二回、第三十四回、第三十 五回、第三十六回、第三十七回、 第三十八回、第四十四回及び第 五十九回）及び利付国庫債券（四 十年）（第一回、第二回、第四回、 第五回及び第六回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十七 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同			

五	募入決定の	方	法	額	六	発行額	七	払込金額	八	最低額面金	九	振替単位	十	発行日	十一	発行価格	十二	利率	十三	経過利子の
---	-------	---	---	---	---	-----	---	------	---	-------	---	------	---	-----	----	------	----	----	----	-------

じ。を競争に付して行われる入札による発行利率の差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。四十九億七千五百円以内金額で（表のとおり）

五万五千円

六千二百三十億七千六百五十

五万五千円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成三十年十月五日

平成三十年十月五日

発行対象国債ごと、額面金額

百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \text{残存年数}$$

（別表のとおり）

募入決定の通知を受けた者は、払込金額に追加、次の算式により算出した金額を払込日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面利率の／子に日総額×各発行対象国債の前号週と同日支払期日発行日か、発行日／同日支払期日発行日発行日は、

同日

365

（利付国庫債券） （第二回） （第五十回）	（利付国庫債券） （第二回） （第四十九回）	名称及び記号
一・四%	一・五%	利率（年）
平成九年四月二十六日	平成六年四月二十六日	償還期限
五百十五億	三億三百八十	（発行額） （額面金額）

（別表）

二十 十八 十九 十七 十五 十四

払込期日 入札参加 払場所 元利金支 利回り 象国債の 各発行対 準とす 入札の基 償還金額 償還期限

平成三十年十月五日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行

単利回りとする。

統計表に掲載された平均値の

が発表された店頭売買参考

年十月四日付で日本証券協

銘柄毎の基準利回りは、平成

額面金額百円につき百円

（別表のとおり）

この表の利率は、 $100 \times 1 / 2$

同日に支払う（償還期限に

日に当たるときは、その翌

う。ただし、支払った金額を

算式により算出した金額を

と、各支払期において、次

発行対象国の支払期を、

第十号に規定する発行日後の

第十号に規定する発行日後の

（（利 第三付 二十年国 九）庫 回）債 券）	（（利 第三付 二十年国 八）庫 回）債 券）	（（利 第三付 二十年国 七）庫 回）債 券）	（（利 第三付 二十年国 六）庫 回）債 券）	（（利 第三付 二十年国 五）庫 回）債 券）	（（利 第三付 二十年国 三）庫 回）債 券）	（（利 第三付 二十年国 二）庫 回）債 券）	（（利 第三付 十八国 回）庫 ）債 券）	（（利 第三付 十六国 回）庫 ）債 券）	（（利 第三付 十五国 回）庫 ）債 券）	（（利 回第二 ）百十 ）六国 ）十 ）五 ）庫 ）債 ）券	（（利 回第二 ）百十 ）六国 ）十 ）二 ）庫 ）債 ）券
二 ・ 四 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 四 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	○ ・ 五 %	○ ・ 六 %
九平 月成 二五 十十 日年	三平 月成 二五 十十 日年	日年平 九成 月四 二十九	日年平 三成 月四 二十九	十年平 日十成 二四 月十八	日年平 六成 月四 二十八	日年平 三成 月四 二十八	日年平 三成 月四 二十七	日年平 九成 月四 二十六	日年平 六成 月四 二十六	六平 月成 二五 十十 日年	日年平 九成 月四 二十九
円千 九 十二 億	億二 円百 五 十八	十二 億 円	二十 二 億 円	億二 円百 三 十三	四 十八 億 円	十三 億 円	五 億 円	百 十七 億 円	億六 円百 二十 三	円百 五 十五 億	五十 億 円

（（利 第四付 四十年 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 二十年 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 一十年 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 五十年 九）庫 回）債 券	（（利 第三付 四十年 四）庫 回）債 券	（（利 第三付 三十年 八）庫 回）債 券	（（利 第三付 三十年 七）庫 回）債 券	（（利 第三付 三十年 六）庫 回）債 券	（（利 第三付 三十年 五）庫 回）債 券	（（利 第三付 三十年 四）庫 回）債 券	（（利 第三付 三十年 二）庫 回）債 券	（（利 第三付 三十年 回）庫 ）債 券
二 ・ 二 %	二 ・ 二 %	二 ・ 四 %	○ ・ 七 %	一 ・ 七 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	二 ・ ○ %	二 ・ ○ %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 三 %
日年平 三成 月六 二十三	日年平 三成 月六 二十一	三平 月成 二六 十年 日年	六平 月成 二六 十年 日年	日年平 九成 月五 二十六	日年平 三成 月五 二十五	日年平 九成 月五 二十四	日年平 三成 月五 二十四	日年平 九成 月五 二十三	日年平 三成 月五 二十三	日年平 三成 月五 二十二	日年平 三成 月五 二十一
円百 五十 七億	十億 円	円百 四十 五億	五億 円	二十 億 円	二十 二億 円	七十 五億 円	億二 百二 十四	十七 億 円	三十 億 円	十一 億 円	四十 五億 円

(利付 第四十 六年回 国庫債 券)	(利付 第四十 五年回 国庫債 券)
一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %
日年平 三成 月六 二十 十五	日年平 三成 月六 二十 十四
五 十 億 円	二 十 億 円